

合併公告

平成 29 年 2 月 9 日

株主及び債権者各位

東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 14 号
株式会社アイレックス
代表取締役 高橋 譲治

当社は、平成 29 年 4 月 1 日を効力発生日として、アイレックスシステム株式会社（本店所在地：東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 14 号）を吸収合併し、その権利義務全部を承継して存続し、アイレックスシステム株式会社は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社はアイレックスシステム株式会社の全株式を所有しておりますので、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対する株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内にその旨を書面によりお申し出下さい。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨を書面によりお申し出下さい。
3. 両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(当社) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(アイレックスシステム株式会社)
掲載紙 官報
掲載日 平成 29 年 2 月 9 日
掲載頁 64 頁 (号外第 26 号)
<http://www.airexsystem.jp/index.html>

以 上